

# 個人情報保護の仕組み

2016年8月4日

弁護士 牧田潤一郎

# 個人情報保護法とは(全体像の概観)

- ◎2003年5月成立、2005年4月全面施行
- ◎あらゆる個人情報を対象
- ◎5,000件を超える個人情報を取り扱う事業者を広く対象(分野問わず、非営利も含む)
- ◎個人情報取扱事業者の義務を規定
- ◎本人に一定の場合、開示・訂正・利用停止請求権を付与
- ◎行政機関に事業者に対する指導権限付与

# 個人情報保護法が作られた背景

## 1 社会情勢

コンピューター・通信技術の発達

情報の大量処理・検索・記録容量の増大

⇒ 利便性の増大とともにリスクも増大

## 2 プライバシー権に関する議論の進展

放っておいてもらう権利

⇒ 自分の情報をコントロールする権利

## 3 国際的ルール・法制度整備の進展

1995年 EUデータ保護指令

⇒ 国外へのデータ移転の規制

## 4 住基ネット稼働(2002年)



# 個人情報保護の法令は1つではない



消費者庁ホームページより

# 法令が1つでないののでややこしい。

## ➤ 民間部門

→「個人情報の保護に関する法律」(個人情報保護法)

**本日解説する法律**

私立高校の名簿作成配布に適用

## ➤ 国の行政部門

→行政機関個人情報保護法(略称)

## ➤ 地方公共団体

→■**■**県(又は●**●**市、▲**▲**区)個人情報保護条例

県立高校の名簿作成配布に適用

## ➤ 国立大学や国立病院など

→独立行政法人等個人情報保護法(略称)

国立大学の名簿作成配布に適用

# 個人情報保護法の目的と基本理念

## 第1条(目的)

... 個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

## 第3条(基本理念)

個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。

# 「個人情報」とは？

- ①生存する個人に関する情報であって、
- ②当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの  
  
(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む)

## 個人情報具体例

- ◎ Aの住所や電話番号は、たとえAがそれをインターネットで公表していたり、電話帳に載せていたりしても個人情報である。
- ◎ 但し、「Aの」ということが容易に分からなければ、個人情報ではない。
- ◎ 図書館が所蔵する本の情報は、それだけではAの個人情報ではないが、Aが借りた本の情報はAの個人情報となる。



# 個人情報とプライバシーは違う (ただし、プライバシー保護のための 個人情報保護と考えてよい)

プライバシー(その侵害は民法上の不法行為となる)

私生活をみだりに公開されない権利

- ①私生活上の事実らしく受け取られるおそれのある事柄
- ②一般人の感覚で他人に知られたくないと認められる事柄
  - ◇ 病歴・身体的特徴の身体情報
  - ◇ 戸籍・家族関係等の身上関係情報
  - ◇ 学業成績・犯罪歴等の経歴情報
  - ◇ 資産・所得等の財産情報
  - ◇ 思想・信条・宗教等の精神的自由に関する情報
- ③一般の人にいまだ知られていない事柄

# 個人情報と個人データ

- \* 個人情報

氏名・生年月日など、生存する個人を識別することができる情報のすべて

- \* 個人データ

- コンピュータ入力情報

- 紙媒体でも検索可能な情報

# 個人情報保護法を守らなければならないのは誰か？

## 個人情報取扱事業者

- (1) 民間の事業者
- (2) 個人情報を「事業」の用に供すること
- (3) データベースに含まれる個人の数が  
**5000**を超えること

個人情報取扱事業者に該当しない場合も、配慮が必要。  
個人情報保護法3条「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。」という基本理念は適用される。

# 個人情報取扱事業者の理解のポイント

## ◇5000件のカウント方法

- ・頭数(名寄せ)による。
- ・加算しない個人情報

→ 電話帳、カーナビ等をそのまま使う場合

個人情報取扱事業者は、

- ◇ 業種を問わない
- ◇ 法人、団体、個人を含む
- ◇ 営利・非営利を問わない
- ◇ 適用除外(法50条) ・・報道機関の報道目的  
大学の研究目的での利用

# 2015年改正によって5000件要件が撤廃 (施行は2017年)

→ 取扱う個人情報が5000件以下の小規模事業者も個人情報取扱事業者とする改正が行われた

→改正で小規模事業者も個人情報取扱事業者に該当することになる可能性が高いので注意。

# 個人情報取扱事業者の義務

情報主体への対応							提供	セキュリティ				取得・利用規制			
30・31 手数料・苦情処理 努力義務	29	28	27	26	25	24	23 第三者提供の禁止	22	21	20	19	18 取得・変更時に利用 目的等を通知	17 適正な取得	16 利用目的による取扱制限	15 利用目的の特定
	開示義務	理由説明義務	利用停止義務	訂正・追加・削除請求	データ開示義務	保有個人データの公表		委託先の監督	従業員の監督	安全管理措置	正確性の保持				

各義務の上の数字は個人情報保護法の何条に規定されているかを示しています。

個人情報取扱事業者<sup>\*</sup>は次のようなルールを守らなければなりません。

## 利用・取得に関するルール

- 個人情報の利用目的をできる限り特定し、  
利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはなりません。
- 偽りその他不正な手段によって個人情報を取得することは禁止されます。
- 本人から直接書面で個人情報を取得する場合には、あらかじめ本人に利用目的を明示しなければなりません。間接的に取得した場合は、すみやかに利用目的を通知または公表する必要があります。



内閣府ホームページより

# 利用目的を知る

## 個人情報保護法18条1項

個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

## 【公表に該当する事例】(経産省ガイドラインより)

事例1) 自社のウェブ画面中のトップページから1回程度の操作で到達できる場所への掲載、自社の店舗・事務所内におけるポスター等の掲示、パンフレット等の備置き・配布等

事例2) 店舗販売においては、店舗の見やすい場所への掲示によること。

事例3) 通信販売においては、通信販売用のパンフレット等への記載によること。



# 利用目的の特定・公表例

自分が利用している企業のホームページを確認してみましょう。

トヨタ自動車株式会社ホームページ「個人情報保護に関する基本方針」より抜粋  
弊社が取得した個人情報は、以下の目的に利用いたします。

1. 当社で取り扱っている商品・サービスなどに関する営業上のご案内を行うこと。
2. 商品の企画・開発あるいはお客様満足度向上策などの検討のため、お客様にアンケート調査を実施すること。
3. お客様からのお問合せへの対応、迅速なサービスなどの実施のために必要な業務遂行。
4. その他個人情報取得時に明示した利用目的。
5. 法令の定め又は行政当局の通達・指導などに基づく対応を行うこと。

なお、トヨタ販売店を通じてお客様へのご案内を行う場合は、個人情報をトヨタ販売店に提供させていただきます。

6. 当社「お客様相談センター」へご相談いただいた場合、適切なお対応を行うため、必要に応じて以下の個人情報をトヨタ販売店・当社提携会社（以下、あわせて第三者という）へ、電話・書面・電子媒体などにより提供すること。ただし、お客様ご本人のお申し出により、第三者への提供を停止させていただきます。

提供する個人情報の項目：氏名、住所、年齢、電話番号、車両情報及びお客様のご相談内容に関する情報

# 個人情報取扱事業者の義務

## 適正・安全な管理に関するルール

- 顧客情報の漏えいなどを防止するため、  
個人データを安全に管理し、従業者や委託先を監督しなければなりません。
- 利用目的の達成に必要な範囲で、  
個人データを正確かつ最新の内容に保つ必要があります。



内閣府ホームページより

※保護の対象が個人情報でなく検索性備えた「個人データ」となっていることに注意

# 個人情報取扱事業者の義務 （「個人データ」を対象としている）

## 第三者提供に関するルール

- 個人データをあらかじめ本人の同意を取らないで第三者に提供することは原則禁止されます。



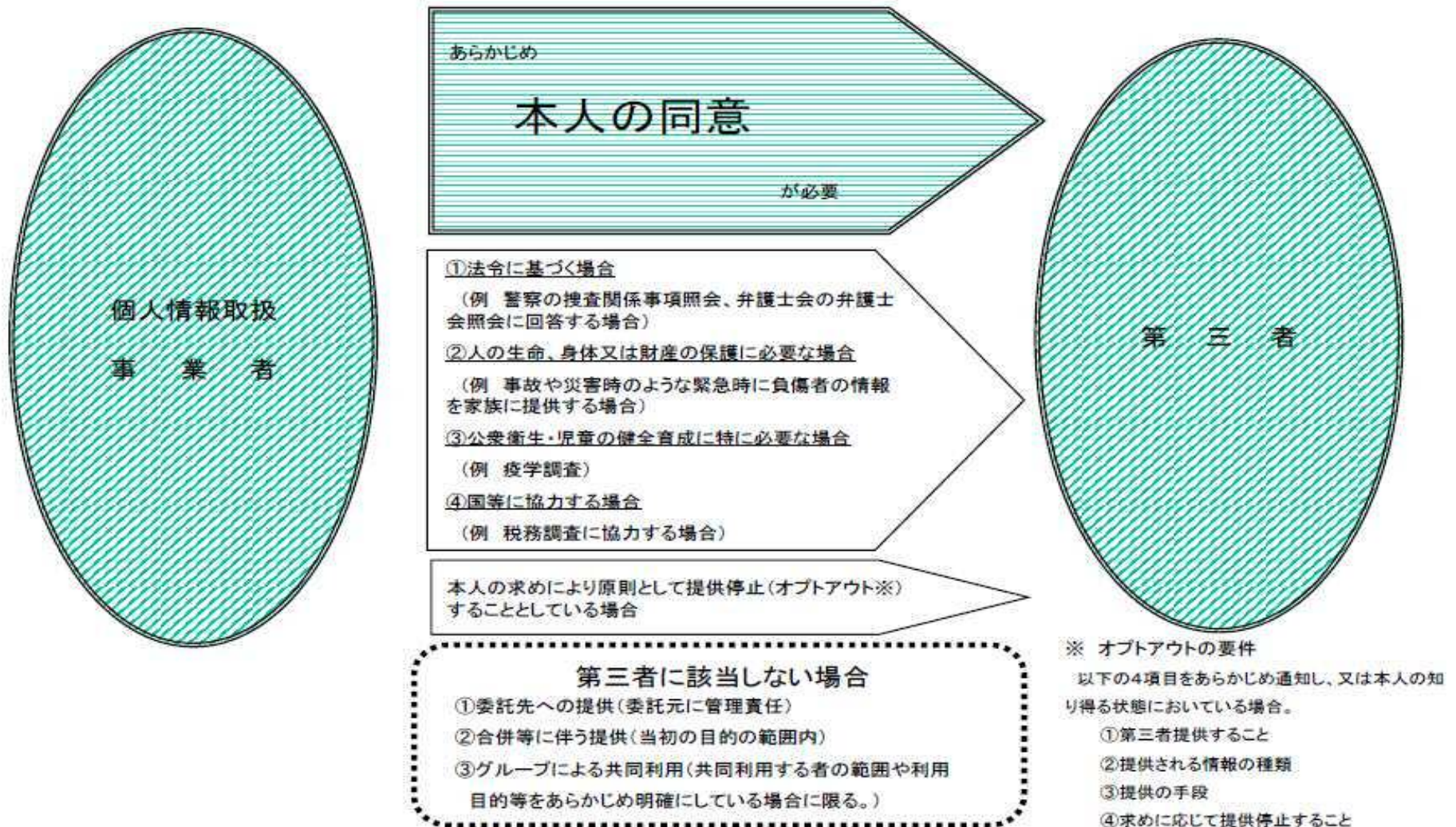
## 開示等に応じるルール

- 事業者が保有する個人データに関して、本人から求めがあった場合は、その開示、訂正、利用停止等を行わなければなりません。
- 個人情報の取扱いに関して苦情が寄せられたときは、適切かつ迅速に処理しなければなりません。





# 第三者提供に関するルール



# 「個人情報なので教えることができません」は本当か？

- ◎ 他人に「教える」のは第三者提供であり制限はされる。
- ◎ 本人の同意が得られればよい。
- ◎ 同意なくても第三者提供できる例外にあたることあり。

例) 事故で緊急搬送された意識不明患者の  
家族からの病院への所在確認への応答

- ◎ 法の目的から考える。両者のバランスを取る。

「個人情報の有用性」

→必要な情報は利用できるべき。個人情報は人と人とのコミュニケーションを取ったり助け合うといった社会共同生活に重要。

「個人の権利利益保護」

→自己情報コントロール権確保の方向。プライバシー権は、人が自分らしく生きるために重要。

# 個人情報で助かった例

認知症などが原因で行方不明になる人が相次いでいる問題で、静岡市は24日、保護していた女性の身元が、埼玉県の1人暮らしの70代女性と判明したと発表した。好物という菓子の販売記録に女性が名乗った氏名と一致するものがあった。

女性は4月20日にJR静岡駅北口で保護され、市内の病院に入院した。静岡県内の店舗から菓子を取り寄せていたと説明したため、女性が自分の名前として挙げた複数の氏名のうち、実際のものと思われる一つを店の購入記録と照らし合わせると、埼玉県在住の購入者と一致。該当自治体経由で親族に写真を送り、本人と確認した。

(毎日新聞2014年6月24日報道)

# オプトアウト

## = 本人が文句を言わない限り 第三者提供できる仕組み

第三者へ個人データを提供することを利用目的としている事業者について、一定の要件を満たせば、あらかじめ本人の同意がなくても第三者への個人データの提供が可能。

○ 住宅地図事業者 データベース事業者などが典型

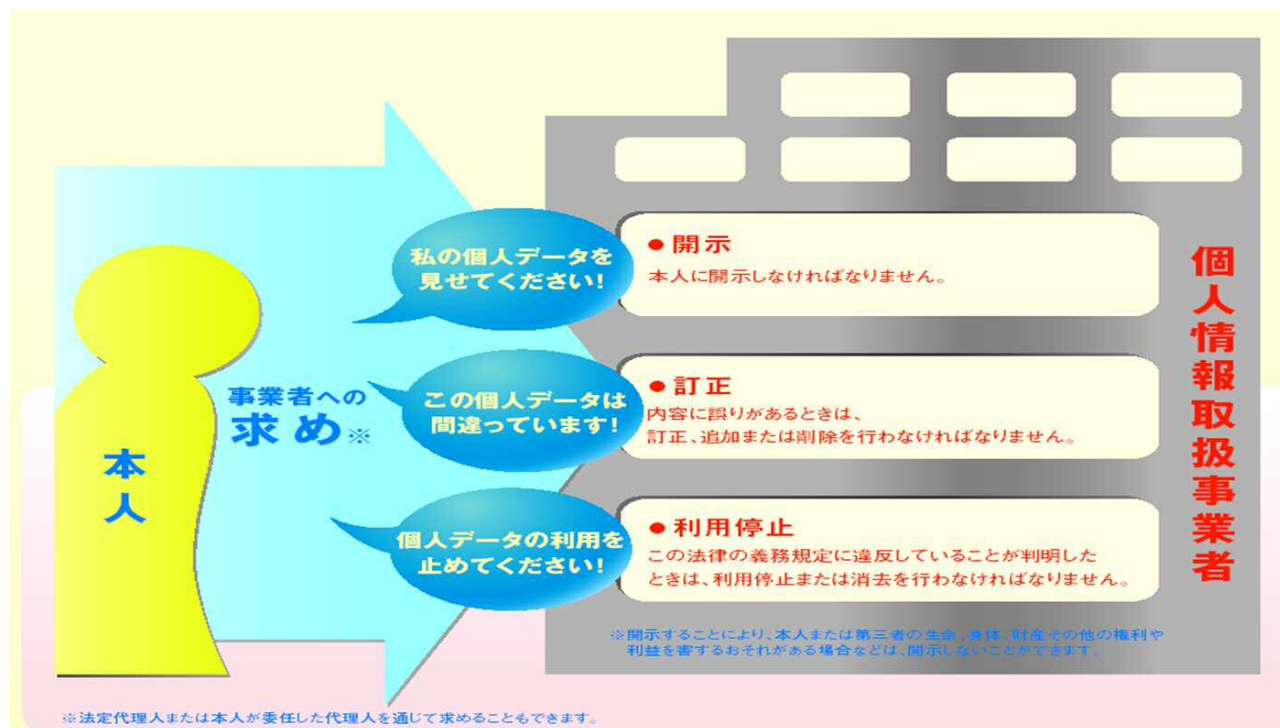
(要件)

以下の4項目をあらかじめ通知し、又は本人の知り得る状態に置いていること

- ① 第三者提供を利用目的とすること
- ② 提供される情報の種類
- ③ 提供の手段
- ④ 求めに応じて提供停止すること(オプトアウト)



# 個人情報取扱事業者は保有している「個人データ」を 本人に開示する義務がある





# 名簿作成・利用上の注意

- \* 名簿を作成するために個人情報を収集する場合には、その収集目的(会員相互の親睦と緊急時の連絡のためなど)を会員が分かるところにできるだけ具体的に記載します。
- \* 目的に照らして必要最小限の情報だけ掲載しましょう。
- \* 管理者や管理のルール(「個人情報取扱方法」など)を定めて適切に管理します。
- \* 目的外の利用はできません。
- \* 名簿を配布する場合は、第三者提供に該当するため、原則として本人の同意が必要です。
- \* 参考:災害対策基本法改正により、区市町村は要支援者本人の同意を得た上で、避難支援関係者に要支援者の名簿情報を「消防、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の関係者」に提供できることが明記されました。区市町村で当該自治会が自主防災組織その他の関係者に該当すると認められれば、情報提供を受けられると考えられます。

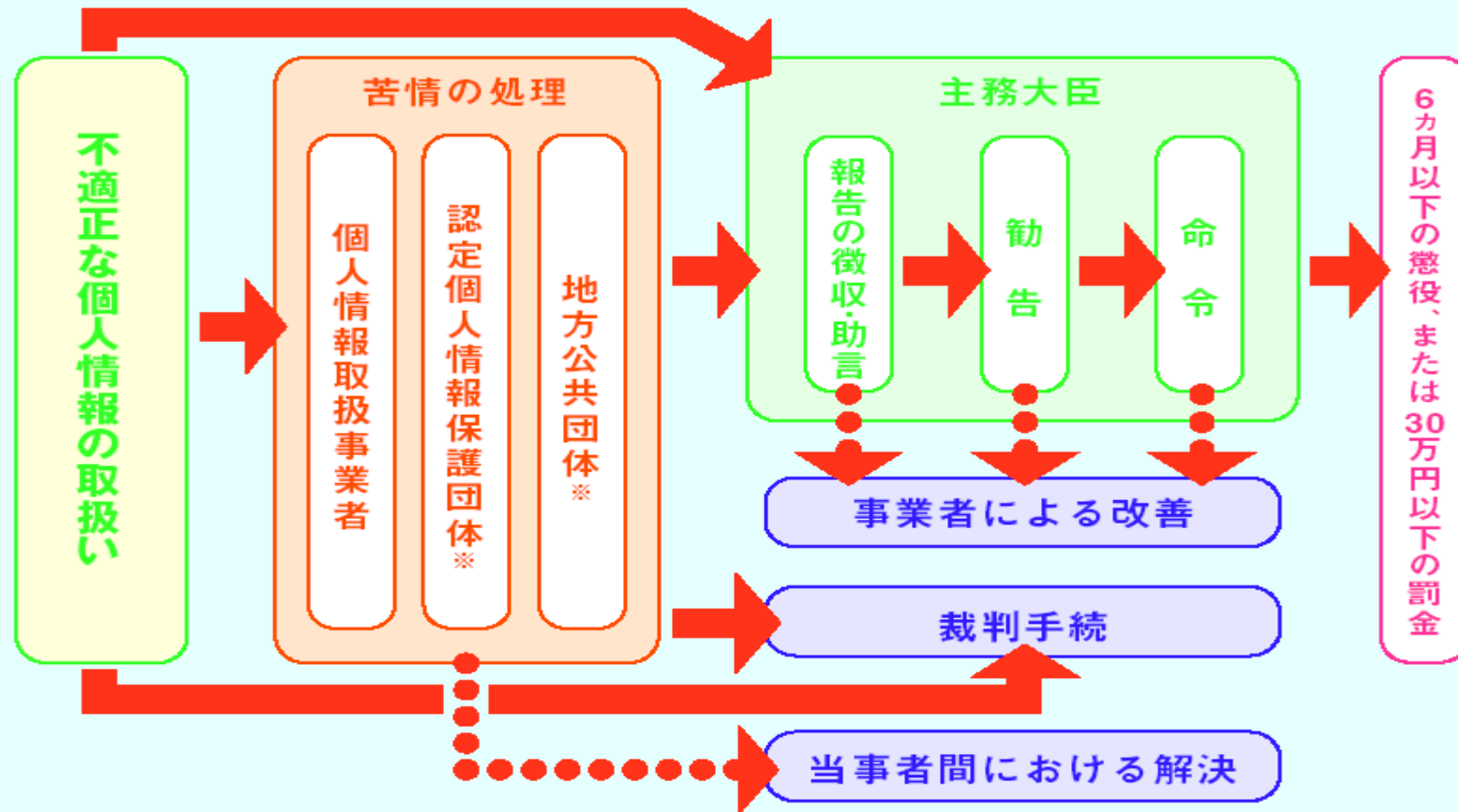
## 防犯カメラの設置・利用上の注意

- \* 誰の顔か分かる画像が記録される場合、個人情報の取得に該当しますが、防犯目的であることが明らかであればその目的を明示する必要まではありません。ただし、プライバシー保護の観点から、撮影中であることや責任者名は表示することが望ましいと考えられます。
- \* 特定の施設（宗教施設や政党施設、病院）の出入り口が写る場合は、撮影行為自体がプライバシー侵害になる場合がありますので、利用目的（防犯目的）との関係で十分検討してください。
- \* 原則として映像は限られた人が、限られた理由でしか閲覧できないこととするなど、記録の保管は厳重に行い、必要な期間の保管をしたら廃棄すべきです。
- \* 利用・保管に関する責任者を定め、ルールを決めます。
- \* 防犯カメラの映像が個人データとなることはまれですが、警察等への第三者提供は、必要な範囲とし、慎重に判断してください。

## 写真のホームページへの掲載

- \* 誰の顔かわかる写真であれば、写真撮影や撮影された写真の取得自体が、個人情報の収集に該当するため、利用目的を通知公表する必要があります。
- \* 通常、写真だけでは検索性がないので個人データとは言えず、本人の同意を得なくとも個人情報保護法上の第三者提供禁止原則に触れないと考えられます。
- \* ただし、個人情報保護法上は問題なくとも、無断での掲載は、肖像権やプライバシー権の侵害になる可能性もあるため、本人からの同意を得ておくことが望ましいです。

## 苦情処理の仕組み



### ※地方公共団体の窓口について

地方公共団体の個人情報に関する苦情相談窓口については、内閣府の「個人情報の保護」のホームページ (<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/index.html>) に一覧が掲載されています。

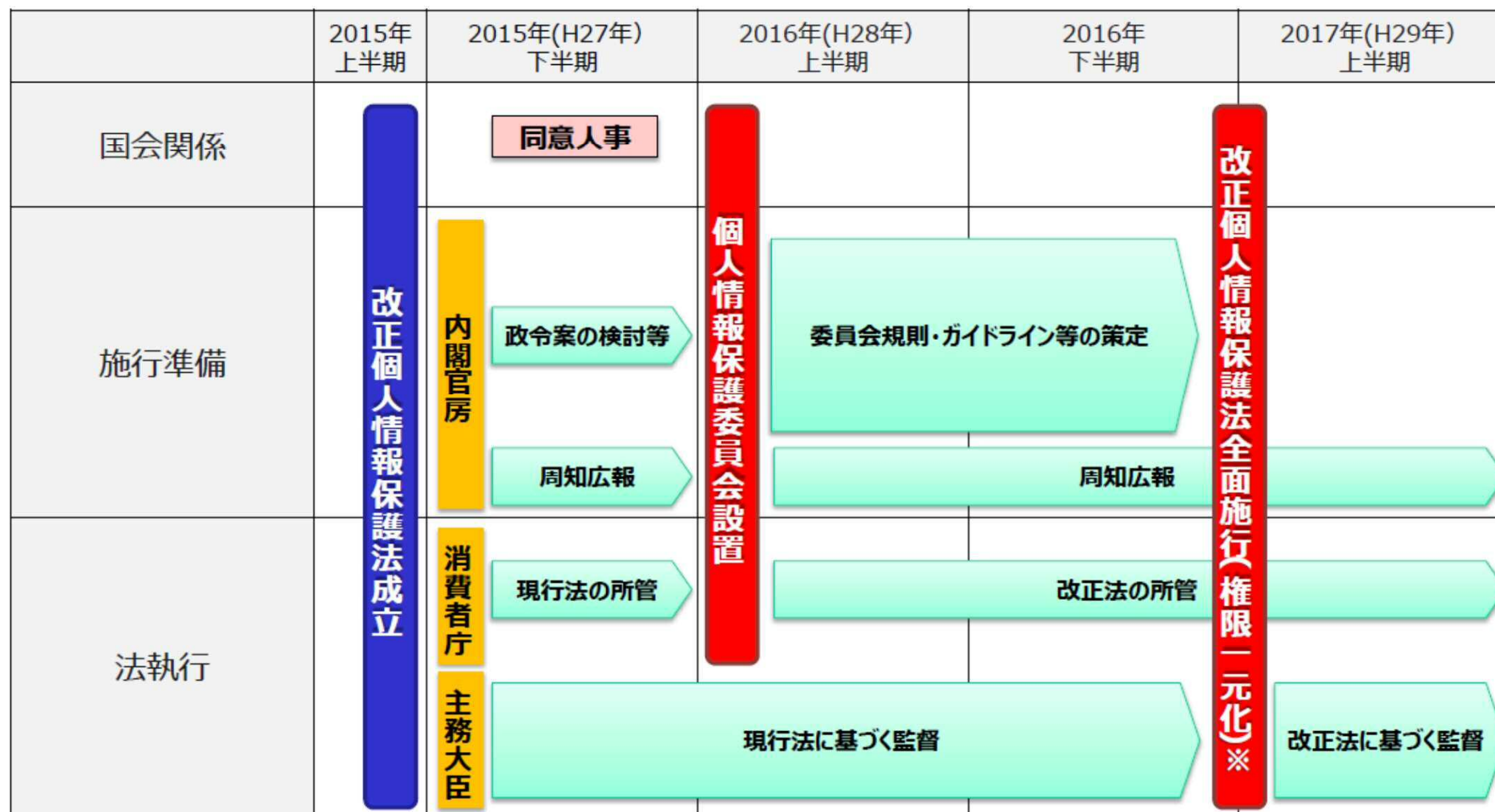
### ※「認定個人情報保護団体」とは

個人情報の適正な取扱いの確保のため主務大臣が認定した、苦情の処理や対象事業者に対する情報の提供などを行う団体です。

# 個人情報保護委員会(新設)

- \* 個人情報保護委員会は、個人情報の適正な取り扱いを図ることを任務とする(60条)。→主務大臣制から変更
- \* 公正取引委員会と同様に独立性の高い三条委員会である特定個人情報保護委員会(内閣府設置法64条)を改組し、権限面では委員長及び委員の権限行使の独立性を規定することで、その独立性を確保。
- \* 主な所掌事務
  - 基本方針の策定及び推進
  - 個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する監督
  - 認定個人情報保護団体に関すること
  - 特定個人情報の取扱いに関する監視監督

## 改正個人情報保護法の施行スケジュール（案）



※「公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日」から施行。

2015年4月 内閣官房IT戦略室パーソナルデータ関連制度担当室作成資料より引用